令和８年（フ）第５６９５号
大阪市天王寺区玉造元町３番26―515号
債務者　若佐真由美（旧姓定雪）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７３７号
大阪市東成区東小橋３丁目６番28号　さらんの家
債務者　大西　　純
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７５２号
大阪市平野区喜連東５丁目２番２―102号
債務者　森　　桂子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８５８号
神戸市灘区赤坂通４丁目３番１号　中村マンション201
債務者　東村　和幸
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９５７号
神戸市中央区楠町６丁目13番７―301号
債務者　中原　慧子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６９号
兵庫県三田市学園５丁目13番地８、従前の住所名古屋市中川区尾頭橋４丁目15番15号カーサヴェルデ101号
債務者　下高原裕乃
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０２９号
神戸市長田区滝谷町２丁目８番２―406号
債務者　宮本　政幸こと　ＫＩＭ　ＳＡＮＧＫＯＮ　金　　相坤
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０３０号
神戸市北区有野中町３丁目14番11―102号、従前の住所神戸市北区道場町日下部852―１―102号
債務者　斎藤正一郎
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７１号
神戸市西区伊川谷町有瀬1057番地の３　ピュアアリセ405号
債務者　岡田　明子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第５８０号
岡山市北区高柳西町11番24号　コーポ高柳202、旧住所岡山市南区新保673番地１　メゾンニューライフＡ棟101
債務者　眞坂　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２６号
岡山市北区天瀬南町２番３号　アルフィーネ天瀬101号
債務者　福間　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５２号
岡山市中区倉田358番地５
債務者　井上　千佳
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６１号
岡山市南区西市456番地４
債務者　土井　　香
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６２号
岡山市南区洲崎二丁目９番14―４号　ハイマートラント藤Ｄ202、旧住所岡山県赤磐市桜が丘東６丁目６番地394
債務者　寸村由貴奈（旧姓手塚）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０７号
長崎県長崎市宝栄町４番19号　グループホームＧＡＲＤＥＮ―ＨＯＵＳＥ、旧住所長崎県長崎市高島町2706―18　市営高島光町アパートＡ棟304号
債務者　松下婦美野
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４３１号
鹿児島市紫原１丁目５番55―23号、前住所鹿児島市桜ヶ丘５丁目16番地１　ハイツ明102号
債務者　岩川　怜平
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係